

## 福知山公立大学企画・評価委員会規程

(設置)

第1条 福知山公立大学に、福知山公立大学企画・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会に委員長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を掌理する。

3 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(1) 学長が指名する副学長

(2) 学部長

(3) 研究科長

(4) 附属機関の運営委員長

(5) 内部統制推進委員会、リスクマネジメント委員会、教務委員会、学生支援委員会、入試委員会、高大連携委員会、財務・施設設備委員会、広報委員会、人権・倫理委員会、衛生委員会、FD委員会、SD委員会、研究費不正使用防止対策委員会、研究活動不正行為防止対策委員会、輸出管理委員会、人を対象とする研究倫理審査委員会、IR委員会、情報基盤委員会、学士課程教育刷新委員会、教職課程設置準備委員会の委員長

(6) 事務局長

(7) 前各号のほか、学長が必要と認める者

4 学長は、前項第5号の任命にあたり、あらかじめ教授会の議を経なければならない。

(任期)

第3条 委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員長又は委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 将来構想に関すること。

(2) 中期計画に関すること。

(3) 年度計画に関すること。

(4) 組織の設置及び再編等に関すること。

(5) 自己点検・評価に係る基本方針及び自己点検・評価項目の策定に関すること。

(6) 自己点検・評価の実施及び内部質保証の体制に関すること。

- (7) 各組織の自己点検・評価の総括並びに改善の指示及び助言に関すること。
- (8) 自己点検・評価結果の公表に関すること。
- (9) 学校教育法に定める認証評価に係る事項に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた事項  
(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会に議長を置き、委員長をもって充てる。
- 3 議長は、委員会を主宰する。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委員の総数が2人の場合は、委員全員の出席がなければ開くことができないものとする。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職務代行)

第6条 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(専門委員会)

第7条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、委員会が行う第4条各号に掲げる事項の審議に関し、必要な専門的事項を調査及び審議する。
- 3 専門委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 前項の規定により会議に出席した委員以外の者は、決議に加わる権利を有しない。

(議事録)

第9条 会議の議事については、議事録を作成し、保存しなければならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局企画・地域連携課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、執行会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、福知山公立大学将来計画策定委員会規程及び公立大学法人福知山公立大学自己点検・評価委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。